



2024年2月19日

各 位

会社名 ビート・ホールディングス・リミテッド  
(URL : [www.beatholdings.com](http://www.beatholdings.com))  
代表者名 最高経営責任者 (CEO)  
チン・シャン・フイ  
(東証スタンダード市場 コード番号 : 9399)  
連絡先 IR室マネージャー  
高山 雄太  
(電話 : 03-4570-0741)

**第三者割当 (デット・エクイティ・スワップ) による新株式及び新株予約権の発行、  
並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

本日、当社の取締役会は、当社株主であるLian Yih Hann氏 (以下「レン氏」又は「割当予定先」といいます。) に対して、第三者割当 (現物出資 (デット・エクイティ・スワップ、以下「DES」といいます。)) により新株式 (以下「本新株式」といいます。)、及び新株予約権 (以下「本新株予約権」といいます。) を発行 (以下、総称して「本第三者割当」といいます。) することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、本第三者割当の実施は、2024年4月30日) 開催予定の臨時株主総会 (以下「本株主総会」といいます。) において、普通決議にて承認されることを条件とします。また、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本第三者割当は、DESにより本新株式及び本新株予約権を発行するスキームとなっておりますが、当社 (ケイマン諸島の法律の下で設立・登記) は、ケイマン諸島の法律の下、DESにより本新株予約権を発行することについて問題がないことを、当社のケイマン法代理人弁護士に確認しております。

記

**I. 本第三者割当**

**1. 募集の概要**

**【本新株式の発行に係る募集】**

(1) 割当日及び払込期日	2024年4月30日 (本株主総会開催日)
(2) 発行新株式数	普通株式 70,450,000株(株式併合前) (普通株式 704,500株(株式併合後))
(3) 発行価額	1株につき3.604円(株式併合前) (1株につき360.4円(株式併合後))
(4) 調達資金の額	253,902千円 全てDESの払込の方法によります。



(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によりレン氏に全ての本新株式を割当てます。
(6) 現物出資財産の内容及び価額	<p>現物出資財産の対象となるのは、下記のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>レン氏よりFame Rich Enterprises Limited (以下「Fame Rich」といいます。)の株式30%を取得した対価の未払金56,000千香港ドル(1,084百万円*)及びその利息374千香港ドル(7,248千円*)(2024年4月30日、以下「本支払対価」といいます。)のうち、25.3百万円。 (注) *を付して「円」で表示されている金額は、Fame Richの30%を取得する際に、当社及びレン氏との間で合意した為替レート 1 香港ドル=19.36 円を使用しております。</li> <li>レン氏とのリボルビング・クレジット・ファシリティ(以下「クレジット・ファシリティ」といいます。)から引出した借入金 200 百万円及びその利息 28.6 百万円の計(以下「本借入」といいます。)、228.6 百万円。 上記、利息は本株主総会開催予定日の2024年4月30日までの利息となります。</li> </ol>
(7) その他	本株主総会において株主の皆様の承認を得ることを発行の条件とします。

#### 【本新株予約権の発行に係る募集】

(1) 割当日及び払込期日	2024年4月30日(本株主総会開催日)
(2) 発行新株予約権の総数	649,550,000個(株式併合前) (6,495,500個(株式併合後))
(3) 発行価額	1 新株予約権につき 0.071 円(株式併合前) (本新株予約権 1 個あたりの公正価値) (1 新株予約権につき 7.1 円(株式併合後))
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式649,550,000株(株式併合前) (6,495,500株(株式併合後))
(5) 行使価額	本新株予約権の行使価額：3.604 円(株式併合前) (360.4 円(株式併合後)) (行使価額の端数の切上げ又は切下げはありません。当該行使価額新株予約権の行使数を乗じた後に1円未満を切上げます。)
(6) 行使期間	10年
(7) 現物出資財産の内容及び価額	新株予約権発行に係る額として、46,118千円(注2)
(8) 資金調達額	新株予約権が全て行使された場合の調達額：2,340,978千円
(9) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当により、レン氏に本新株予約権の全てを割当てます。
(10) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>本株主総会において株主の皆様の承認を得ることを発行の条件とします。</li> <li>買戻し条項：当社は、本新株予約権の発行日から90日以内に、当社取締役会が本新株予約権を買戻す必要があると決議した場合には、本新株予約権者に対し、10営業日前に通知するものとします。取締役会が定める買戻し日に、本新株予約権者が保有する本新株予約権の全部又は一部を、DESによる払込金額と同額にて、各本新株予約権を買戻す</li> </ul>



	<p>ことができるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行使の条件：当社普通株式の終値が4円（取締役会決議の直前取引日の終値）より、一度でも25%以上、上昇した場合、本新株予約権を行使できるものとします。</li> <li>取締役会が不当に遅延、保留又は拒否しないことを前提に、取締役会の承認により、本新株予約権を譲渡できるものとします。</li> </ul>
--	--

（注1）本書において「円」で表示されている金額は、別に定めがない限り、2023年12月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=141.83円で換算された金額、及び1香港ドル=19.36円Fame Richの30%を取得する際に、当社及びレン氏との間で合意した為替レート1香港ドル=19.36円を使用しております。

（注2）DESの総額が300百万円に固定した上で、本新株予約権の公正価値の第三者評価額が本新株予約権の発行価額以上であることを前提に、レン氏より、発行される本新株予約権の数が、発行される新株式の数の約10倍とする要望を受けました。なお、本第三者割当は、DESにより本新株式及び本新株予約権を発行するスキームとなっておりますが、レン氏及び当社としても、一度に大きな希薄化が生じる新株式のみの発行より、一部は新株予約権を発行することで、当該希薄化をある程度平準化の方が望ましいと考え、上記のスキームとしております。また、当社としても、一部は新株予約権を発行することで、将来、当該新株予約権が行使されることにより、必要な資金を調達できることを期待しております。

（注3）当社は、2023年11月8日付開示文書「株式併合及び授権資本の増加に関するお知らせ」にて、当社の発行済並びに未発行の普通株式、優先株式及び劣後株式を100株につき1株の比率をもって併合（以下「本株式併合」といいます。）することを2023年度定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の議案として付議することをお知らせし、2023年12月27日付開示文書「定時株主総会の決議事項について」にて、本定時株主総会において、本株式併合が承認されたことをお知らせいたしました。本株式併合のより詳細な情報については、上記2023年11月8日付開示文書、又は本株主総会の招集通知をご参照ください。

## 2. 募集の目的及び理由

当社は、2022年12月30日付で、当社の完全子会社である新華ホールディングス（香港）リミテッド（英文名称：Xinhua Holdings (HK) Limited、以下「XHHK」といいます。）を通じて、レン氏より、Fame Richの株式30%を取得しました。

（注）Fame Richの株式30%の取得に関するより詳細な情報は、2022年11月2日付開示文書「当社子会社によるFame Rich Enterprises Limitedの株式持分30%の取得（持分法適用関連会社化）に関するお知らせ」をご参照ください。

XHHKは、当該株式30%の対価76,000千香港ドル（1,471百万円\*）のうち、20,000千香港ドル（387百万円\*）は、既に支払っておりますが、2024年2月19日現在、残りの56,000千香港ドル（1,084百万円\*）及びその利息319千香港ドル（6,193千円\*）は未払いとなっております。

（注）\*を付して「円」で表示されている金額は、Fame Richの30%を取得する際に、当社及びレン氏との間で合意した為替レート1香港ドル=19.36円を使用しております。

また、2023年8月30日付で、当社はレン氏との間のクレジット・ファシリティから200百万円の引出し（借入れ）を行い、2024年2月19日現在、当該借入れの元本及びその利息219,881千円は未払いとなっております。

（注）クレジット・ファシリティに関するより詳細な情報は、2023年8月30日付開示文書「リボルビング・クレジット・ファシリティ契約への補足について」をご参照ください。

上記のとおり、2024年2月19日現在、当社はレン氏に対して総額1,310百万円（9,238千ドル）の債務を負っており、当社の連結純資産は、2023年12月期末時点において1,725千ドル（245百万円）の債務超過となる見込みで、当社の連結純資産が2024年12月期末も継続して債務超過であった場合、当社の普通株式は上場廃止となります。仮に当社の普通株式が上場廃止になった場合、株主の皆様はもとより、利害関係者の信頼も著しく損なう結果となり、当社が事業を継続していくことは極めて難しくなります。



レン氏は、本支払対価の支払期限、及びクレジット・ファシリティの利用期限をそれぞれ2024年12月29日及び2025年1月29日まで約1年間延長し、本新株予約権を行使するために最善の努力を払うことについて同意しております。当社は、レン氏に対する債務の返済が完済されるまで、本新株予約権の行使により調達した資金の最低50%をレン氏に対する債務の返済に充当し、残りを運転資金またはその他の投資に充当することになっています。また、本新株予約権が行使されない場合でも、当社はクレジット・ファシリティから運転資金を確保することができます。

現在、当社グループは、2015年にGINSMS Inc.（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV：GOK）の持分の過半数を取得し、同社を通してモバイル・メッセージング及び製品を提供するメッセージング事業、また、2017年より完全子会社である新華モバイル・リミテッド及び新華モバイル（香港）リミテッドを通して知的財産権のライセンス事業を行っております。メッセージング事業は、利益を計上しておりますが、当社グループの経営成績・財政状態を改善できるレベルではありません。また、ライセンス事業においては、新たな知的財産権を入手するための資金が不足しており、これら既存事業からの収益で、上記債務超過を解消すること、また、当社の当面の運転資金を確保することが難しい状況です。

そのため、当社は、上記債務のうち、300百万円を本第三者割当（DES）により本新株式及び本新株予約権を発行することで、まずは上記債務超過を解消し、本第三者割当により発行される本新株予約権の行使により、当社の当面の運転資金を確保、また、債務を更に返済し、投資持株会社として次の分野に投資する事業を遂行したいと考えております。

（投資目的での不動産の取得及び企業・事業等への投資）

・投資目的での不動産の取得

当社は、投資物件が安定した賃貸収入を生み出し、不動産価値に潜在的なキャピタルゲインを提供できることを考慮し、グローバルに、かつ特に不動産市場が繁栄している地域において優良な投資対象を選定の上、投資目的で不動産を取得することです。なお、不動産を取得するというのは、不動産を直接取得する場合だけでなく、不動産のみを直接又は間接的に保有する会社へ投資する場合も含まれます。

・企業・事業等への投資

また、将来的には、当社グループの成長と経営安定化及び企業価値増大を図ることで、株主の皆様をはじめステークホルダーの利益極大化を達成する観点から、収益力、将来性を具備する企業・事業の取得等戦略的投資活動を今後も積極的に推進していく所存であり、現時点においては、以下の企業・事業に投資することです。

- i. グローバルな不動産取引、医療データの安全な共有、知的財産権、非代替トークン（NFT）、メタバース（3次元の仮想空間、拡張現実やそのサービス）、国境を越えた資金移動、ロジスティクス、投票システム、エンターテインメント業界及びチャリティーのための募金で使用するためのブロックチェーンテクノロジーを開発している企業への投資、
- ii. 不動産、人工知能、ヘルスケア、エンターテインメント業界及びファッションテクノロジー事業に従事し、当社の株主に対して長期的に大きな利益をもたらす企業に、日本、香港及びシンガポールを含めグローバルに投資、並びに
- iii. メタバース技術、人工知能、デジタルヘルス、メディカル・リサーチ及び開発、フィンテック、並びにデジタルバンキング等、高い成長が見込める分野に従事する企業への投資。

### 3. 本第三者割当による資金調達を選択した理由

本第三者割当は、当社が、レン氏に本株式及び本新株予約権を発行すること、また、本新株予約権が行使されることにより、当社の資本が増加する仕組みとなっております。上記の「（1）本第三者割当の目的」に記載の理由により、また、2024年12月期末までに連結純資産の債務超過の解消ができなかった場合、当社の普通株式が上場廃止となる時間的制限も考慮し、本第三者割当を株主様に提案するものです。



資金調達方法の選択肢としては、間接金融と直接金融の両面で検討を行いました。金融機関からの借入等間接金融については、当社の2022年12月期の連結財務諸表には「継続企業の前提に関する注記」が付されており、2023年12月期も同様となる見込みで、現況下かかる調達は困難であるため、間接金融による手法を選択肢から外しました。

次に、直接金融による資金調達（公募増資、株主割当増資及び第三者割当増資）を検討いたしました。その際、当社の財務諸表には「継続企業の前提に関する注記」があり、公募増資や株主割当増資といった、広く出資者を募る方法において引受ける証券会社が見つからないなどのリスクが想定され、短い期間内に必要とする金額の調達が困難となることが懸念されることから、選択肢から外しました。また、第三者割当につきましても、調達予定額の全部について普通株式を市場価額と同等の価額にて発行、及び行使価額修正条項付新株予約権の発行による調達を検討したところ、当社の財務状況や株価等を勘案した結果として、候補となる相手先は見つかりませんでした。

上記の状況の中、当社の取締役会において、第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行という方法により、債務超過を解消し、資金調達をすることで企業価値を維持・向上させる唯一の方法であると判断いたしました。しかしながら、大規模な第三者割当の良否の最終判断は、本株主総会における普通決議により、株主の皆様のご判断に委ねることとしました。当社としましては、株主の皆様のご理解をいただきたいと思います。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

##### (1) 現物出資の対象となる債権（本借入及び本支払対価）

###### (i) 本借入（割当日2024年4月30日現在）

(1) 債権者	Lian Yih Hann 氏
(2) 額面金額	借入金：元本200,000,000円（1,410,139米ドル）及びその利息28,601,287円（201,659米ドル）
(3) 現物出資財産	228,601,287円（1,611,798米ドル）、 元本200,000,000円（1,410,139米ドル）及びその利息28,601,287円（201,659米ドル）
(4) 利息	28,601,287円（201,659米ドル） 年率20%（一日複利の満期日払）
(5) 借入日	2023年8月31日
(6) 借入の目的	当社の運転資金として借入
(7) 元本及び利息の返済期日	2025年1月29日
(8) 担保	なし
(9) 連帯保証	なし

###### (ii) 本支払対価（割当日2024年4月30日現在）

(1) 債権者	Lian Yih Hann 氏
(2) 額面金額	本支払対価：56,000,000香港ドル（1,084,160,000円*）及びその利息374,356香港ドル（7,247,535円*）



(3) 現物出資財産	71,418,563円(3,688,975香港ドル)、 本支払対価：3,314,619香港ドル（64,171,028円）及びその利息374,356円（7,247,535香港ドル）
(4) 利息	7,247,535円（374,356香港ドル） 年率0.5%
(5) 借入日	2022年12月30日
(6) 借入の目的	Fame Richの株式30%の取得代金
(7) 元本及び利息の返済期日	2024年12月29日
(8) 担保	なし
(9) 連帯保証	なし

(注) \*を付して「円」で表示されている金額は、Fame Richの30%を取得する際に、当社及びレン氏との間で合意した為替レート1香港ドル=19.36円を使用しております。

本第三者割当（DES）による本新株式及び本新株予約権の発行は、割当予定先が当社に対して有する金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）によるものであるため、手取額はありません。本第三者割当による新株予約権の行使に係る調達資金の調達する資金の額、使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

(2) 調達する資金の額

① 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	2,340,978千円
② 発行諸費用の概算額	3,173千円
③ 差引手取概算額（① - ②）	2,337,805千円

(注)

- i) 発行諸費用の概算額は、弁護士費用（1,918千円）及びその他事務費用（臨時報告書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）（1,255千円）の合計額であります。
- ii) 発行諸費用の概算額には、日本の消費税等は含まれておりません。

(3) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途		金額	支出予定時期
①	Fame Richの本支払対価の支払	1,023,370千円	2024年5月～2024年12月
②	レン氏からの債務の支払	156,013千円	2024年5月～2024年12月
③	運転資金	732,932千円	2024年5月～2025年12月
④	投資目的での不動産の取得、及び企業・事業等への投資	425,490千円	2024年5月～2025年12月
合計		2,337,805千円	

① Fame Richの本支払対価、又はレン氏からの債務の支払

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、Fame Richの本支払対価の一部の支払いに充てる予定です。

② レン氏からの債務の支払

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、レン氏からのその他の債務（クレジット・ファシリティーから更に借入れた場合）の支払いに充てる予定です。

③ 運転資金



当社における運転資金として、人件費、家賃、専門家等への業務委託費、宿泊交通費・保険料、借入金の返済、及びその他の費用に充当し、資金繰りの安定化を行います。

#### ④ 投資目的での不動産の取得、及び企業・事業等への投資

上記「2. 募集の目的及び理由（1）本第三者割当の目的」に記載のとおり、投資目的での不動産の取得、及び企業・事業等への投資の一部を充てる予定です。

### 5. 資金使途の合理性に関する考え方

割当日2024年4月30日現在、本第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行は、レン氏が保有する金銭債権1,320百万円（9,307千ドル）のうち、300百万円（2,115千ドル）を現物出資するデット・エクイティ・スワップによるものであり、当社に新たに金銭が払い込まれるものではありませんが、有利子負債の圧縮及び自己資本比率の向上による財務体質の改善を図ることができ、当社の企業価値の向上に資するものと判断しております。

また、本第三者割当により発行する本新株予約権の行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期、（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図ることができることから、本第三者割当による本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

当社はレン氏との間で、本新株予約権の行使により調達した金額の最低50%を、本支払対価の支払い、又はレン氏からの債務の返済に充当し、残りは当社の運転資金、又は投資目的での不動産の取得、及び企業・事業等への投資に充てることについて合意しております。これにより、当社の負債の一部が削減されると同時に、運転資金の需要を満たし、投資事業を遂行する機会を得ることができます。

### 6. 発行条件等の合理性

#### （1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

##### （i）本新株式

本第三者割当（DES）により当社が発行する普通株式の発行価額は、割当予定先と交渉した結果、本新株式の発行価額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の前取引日（2024年2月16日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値4円を基準とし、1株につき3.604円（株式併合前）（ディスカウント率9.9%）といたしました。なお、参考として当該発行価額3.604円の、取締役会決議日の直前取引日までの1か月間の終値平均5.9円に対する乖離率は39.0%、当該直前取引日までの3か月間の終値平均6.3円に対する乖離率は42.3%、当該直前取引日までの6か月間の終値平均5.0円に対する乖離率は28.6%となります。本新株式発行に係る取締役会決議日の前取引日の終値を基準とした理由は、算定時に最も近い時点の市場価格であり、現時点における当社株式価値を適正に反映しているものと判断したためであります。かかる発行価額については、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であること」とする、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、割当予定先に特に有利な発行価額に該当しないものと判断しております。

##### （ii）本新株予約権

当社は、本新株予約権の価額の評価を、過去に当社の発行する新株予約権の評価を依頼したことがあり、独立第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に依頼しました。本算定評価は、本新株予約権の発行要項並びに当社の財務諸表、普通株式の株価及び市場データを踏まえたうえで、当社へのヒアリングを基に一定の前提を置き、評価を実施しております。



本新株予約権1個当たりの発行価額の公正価値は、0.071円と算出されました。なお、当該金額は、東京フィナンシャル・アドバイザーズが、当社の株価（4円）、行使価額（3.604円）、ボラティリティ（90.3%）、行使期間（10年）及びリスクフリーレート（0.774%）の要素を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出されております。また、新株予約権を行使した場合の行使価値と継続して保有した場合の継続価値を比較することで行使行動を決定するものとされており、つまりは、新株予約権者は継続価値よりも行使価値が高いと判断した時に新株予約権を行使することを仮定しております。当社としては、独立第三者算定機関が算出した上記算定評価額を公正であると判断した上で、本新株予約権1個当たりの発行価額を当該評価額0.071円とすることを決定しました。また、本新株予約権の1個当たりの行使価額については、割当予定先との交渉の結果、本新株式の発行価額と同額の3.604円とすることを決定しました。

なお、本新株予約権の払込金額の適法性につきましては、払込金額の算定にあたり上記算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある当社の株価や行使価額等を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモデルを用いて算定された公正価値を適用しているため、当社としては、当該評価額は合理的な公正価格と考えられ、特に有利な金額による発行ではないと考えております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式70,450,000株及び本新株予約権649,550,000個が全て行使された場合、普通株式720,000,000株が発行され、当該720,000,000株の普通株式に対する議決権数は720,000,000個となります。したがって、2024年2月19日現在の当社の総議決権数240,560,057.79個に対して最大299.3%の希薄化が生じ、株式価値の希薄化につながることになります。しかしながら、①当社には負債を減らす必要性が認められるところ、本第三者割当の発行規模は、大規模ではあるものの、当社として必要不可欠と考える規模の負債を減らすことの実現のために必要な規模に設定されていること、②当社の置かれた厳しい財務状況（債務超過等）に鑑み、当社にとって現時点で最善の条件であることといった事情を踏まえれば、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

なお、上記のとおり本第三者割当により最大で299.3%の希薄化が見込まれ、希薄化率が25%以上となることが見込まれることから、東証の有価証券上場規程第432条に基づき、本株主総会にて株主の皆様の意思確認手続きを取らせていただくことにしました。

## 7. 割当予定先の選定理由等

### （1）割当予定先の概要

(1) 名	前	Lian Yih Hann氏	
(2) 住	所	Marine Parade Road Singapore	
(3) 職業又は役職		会社役員	
(4) 当事会社間の関係	資本関係	当社の株主。本日現在、優先株式100株を保有。	
	人的関係	-	
	取引関係	当社の未払金及び借入金の債権者、Fame Richの株主・取締役	

(注) 当社は、レン氏が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂2-8-11、代表取締役 羽田寿次氏）に調査を依頼しました。その結果、レン氏について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。



## (2) 割当予定先を選定した理由

「2.募集の目的及び理由」に記載のとおり、割当予定先に対する債務の支払いを行うための資金が不足している状況です。また、公募増資や銀行等の金融機関からの借入等、本第三者割当以外の方法を取ることが困難な状況にあるため、割当予定先と本第三者割当を実施することが現時点での最適な方法と判断しました。

## (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先との間で、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する普通株式について、継続保有及び預託の取り決めはありませんが、その一部については、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除する様に努めることを前提に、市場の内外で売却する可能性がある旨は口頭で確認しております。

## (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本第三者割当（DES）は、当社に対する債権の現物出資により行われます。現物出資の対象となる財産は割当予定先の当社に対する債権であることから、当社において当該財産（当社の債務）の実在性及びその残高につき、当社の会計帳簿より確認いたしました。

## 8. 大株主及び持株比率

募集前 <sup>1</sup>				本新株式発行後 <sup>2</sup>			本新株予約権の全部行使後 <sup>3</sup>	
	氏名・名称	所有議決権数	割合	氏名・名称	所有議決権数	割合	所有議決権数	割合
1.	LAI MAN KON	24,000,000	9.98%	LIAN YIH HANN	70,450,100	22.65%	720,000,100	74.96%
2.	ADRIAN WONG JUN JIE	24,000,000	9.98%	LAI MAN KON	24,000,000	7.72%	24,000,000	2.50%
3.	IP KAM HOI	24,000,000	9.98%	ADRIAN WONG JUN JIE	24,000,000	7.72%	24,000,000	2.50%
4.	PHILLIP SECURITEIS CUSTOMER	13,000,000	5.40%	IP KAM HOI	24,000,000	7.72%	24,000,000	2.50%
5.	SGP ITAKUGUCHI	12,459,499	5.18%	PHILLIP SECURITEIS CUSTOMER	13,000,000	4.18%	13,000,000	1.35%
6.	RAADATHORN CHAWAROJDECHAKUL	12,000,000	4.99%	SGP ITAKUGUCHI	12,459,499	4.01%	12,459,499	1.30%
7.	BANK JULIUS BAER AND CO.,SGP CLIENTS (JIYOUAIMUFG)	6,090,777	2.53%	RAADATHORN CHAWAROJDECHAKUL	12,000,000	3.86%	12,000,000	1.25%
8.	NAKAZATO KAZUHIKO	4,334,459	1.80%	BANK JULIUS BAER AND CO.,SGP CLIENTS (JIYOUAIMUFG)	6,090,777	1.96%	6,090,777	0.63%
9.	SCBSG S/A GTN ASIA FINANCIAL SERVICE (JIYOUAIMUFG)	3,745,181	1.56%	NAKAZATO KAZUHIKO	4,334,459	1.39%	4,334,459	0.45%
10.	KUDOU RIE	1,989,800	0.83%	SCBSG S/A GTN ASIA FINANCIAL SERVICE (JIYOUAIMUFG)	3,745,181	1.20%	3,745,181	0.39%
	合計	125,619,716	52.22%		194,080,016	62.40%	843,630,016	87.83%

(注) 1 募集前の割合は、2024年2月19日現在における議決権の総数240,560,057.79を基準としております。また、2023年12月31日以降、レン氏以外の大株主の持株数に変更がないことを想定しております。

2 募集後の割合は、2024年2月19日現在における議決権の総数240,560,057.79に、本新株式に係る議決権数70,450,000を合算した、311,010,057.79を基準としております。また、レン氏以外の大株主の持株数は、2024年1月31日時点で当社が入手可能な情報に基づいております。

3 募集後の割合は、2024年2月19日現在における議決権の総数240,560,057.79に、本新株式及び本新株予約権を全て行使した場合に発行される普通株式数に係る議決権数720,000,000を合算した、960,560,057.79を基準としております。また、レン氏以外の大株主の持株数は、2024年1月31日時点で当社が入手可能な情報に基づいております。



## 9. 今後の見通し

現在、本第三者割当が2024年12月期の業績予想に与える影響は精査中であり、今後、本件に関して開示すべき事象が発生又は決定された場合には、速やかにお知らせします。

なお、当社は2023年12月27日開催の定時株主総会にて可決された株式併合（100株につき1株の比率をもって併合、効力発生日：2024年3月27日）を実施する予定です。そのため、当該株式併合が予定どおり完了し、本第三者割当が2024年4月開催予定の本株主総会にて可決された場合、その翌営業日に発行される本書に記載の本新株式の発行数及び発行価額、並びに本新株予約権の発行数、発行価額及び行使価額は、当該株式併合の割合に従い以下（注）のとおり調整されます。

（注）

- ・本新株式
 

発行数	704,500株
発行価額	一株につき 360.4円
- ・本新株予約権
 

発行数	6,495,500個
発行価額	1新株予約権につき7.1円
行使価額	360.4円

## 10. 企業行動規範上の手続に関する事項

本新株予約権の発行により最大で299.3%の希薄化が見込まれ、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となりますが、本株主総会にて株主による承認を得る予定です。

## 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### （1）最近3年間の業績（連結）

		2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
売上高	千米ドル 百万円	3,845 (545)	2,298 (326)	2,348 (333)
営業利益／損失（△）	千米ドル 百万円	△4,195 (△595)	△2,274 (△323)	△2,604 (△369)
経常利益／損失（△）	千米ドル 百万円	△6,075 (△862)	△2,366 (△336)	△3,183 (△451)
当期純利益 ／ 損失（△）	千米ドル 百万円	△15,785 (△2,239)	△2,373 (△337)	△3,180 (△451)
1株当たり当期純利益 ／ 損失（△）	米ドル 円	△0.28 (△39.71)	△0.04 (△5.67)	△0.02 (△2.84)
1株当たり配当金	米ドル 円	- -	- -	- -
1株当たり純資産	米ドル 円	△0.05 (△7.09)	△0.04 (△5.67)	△0.01 (△1.42)

（注）「円」で表示されている金額は、2023年12月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値である1米ドル=141.83円で換算された金額です。



(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2024年2月19日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数 (普通株式及び優先株式)	240,560,057.79 株	100%
現 時 点 の 行 使 価 額 に お け る 潜 在 株 式 数	-株	-%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
始 値	87円	44円	24円
高 値	140円	54円	21円
安 値	38円	20円	3円
終 値	43円	22円	9円

② 最近6か月間の状況

	2023年 8月	2023年 9月	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月
始 値	5円	5円	4円	3円	4円	9円
高 値	6円	6円	5円	5円	12円	10円
安 値	3円	3円	2円	2円	3円	3円
終 値	5円	4円	3円	4円	9円	5円

③ 発行決議日前営業日における株価

	2024年2月16日
始 値	4円
高 値	4円
安 値	3円
終 値	4円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当によるA種転換劣後株式の発行（決議日2022年11月2日）

発 行 期 日	2022年12月22日
調 達 資 金 の 額	521,175千円（差引手取概算額）
発 行 価 額	A種転換劣後株式1株当たり36円
転 換 条 件	発行日から4ヶ月経過した後、割当予定先は、取締役会の承認を得ることを条件として、本転換劣後株式の全て又は一部を普通株式に転換する権利を有する。取締役会は当該転換を不当に拒否してはならない。 当初転換割合： <ul style="list-style-type: none"> <li>当初転換割合は、本転換劣後株1株につき普通株式12株の1対12とする。</li> <li>本株主総会から1ヶ月以内に10取引日連続して当社普通株式の終値が28円（取締役会</li> </ul>



	決議の直前取引日の終値) から20%より大きく下落した場合、転換割合は、1対12から1対6に変更し、本転換劣後株式の保有者は、本転換劣後株式（及び本転換劣後株式の転換により取得した普通株式）を、本転換劣後株式の発行日から7年間は譲渡又は売却できないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>2022年12月21日開催の定時株主総会から、5日以内に当社普通株式の終値が3円以下となった場合、転換割合は、1対12から1対3に変更する。</li> </ul>
割 当 先	Lai Man Kon氏
募集時における発行済株式数	A種転換劣後株式、15,000,000株
当該募集による潜在株式数	普通株式、180,000,000株
現時点における転換状況	転換済A種転換劣後株式数、15,000,000株
現時点における潜在株式数	普通株式、0株
発行時における当初の資金使途	①Fame Richの持分30%の取得又は不動産への投資 387百万円 ②運転資金 133百万円
発行時における支出予定時期	①2022年12月～2023年12月 ②2022年12月～2023年6月
現時点における充 当 状 況	上記使途に充当しました。

## 12. 発行要項

本新株予約権の発行要項は、別紙に記載しております。

## II. 主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

本第三者割当の割当予定先であるレン氏は、本第三者割当により、当社普通株式70,450,000株（本第三者割当後の総議決権数に対する保有割合22.65%）を保有することとなり、新たに当社の主要株主である筆頭株主となる見込みです。

### 2. 異動する株主の概要新たに主要株主となる株主

名前：Lian Yih Hann氏

なお、上記株主の概要は、上記「6. 割当予定先の選定理由等（1）割当予定先の概要」に記載のとおりであります。

### 3. 異動前後における当該株主等の所有株式数及び議決権の数並びに総株主等の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前	100個 (100株)	0.00% (注1)	-
異動後	70,450,100個 (70,450,100株)	22.65% (注2)	第1位

(注1) 2024年2月19日現在の当社の発行済株式数240,560,057.79株（普通株式及びA種優先株式）に対する割合となります。



(注2) 本第三者割当後の当社の発行済株式数311,010,057.79株（（本第三者割当により発行される70,450,000株（普通株式）及び2024年2月19日現在の発行済株式総数240,560,057.79株（普通株式及びA種優先株式）との合計））に対する割合です。2023年12月31日時点より、割当予定先以外の大株主の保有株式数の状況に変化がないことを前提にしています。

4. 異動予定年月日

2024年4月30日

5. 今後の見通し

当該主要株主及び筆頭株主の異動による当社の経営及び業績等に与える影響はありませんが、今後公表すべき事象が生じた場合には速やかに開示いたします。

以 上



## 別紙：新株発行要項

(注) 第三者割当により新株式を実質的に以下と同様の要項にて発行することを提案します。

### 1. 募集株式の種類および株式数

普通株式 70,450,000株(株式併合前)  
(普通株式 704,500株(株式併合後))

### 2. 各募集株式の払込金額

1株につき3.604円(株式併合前)  
(1株につき360.4円(株式併合前))

### 3. 申込期日

2024年4月30日

### 4. 払込期日

2024年4月30日

### 5. 割当方法

第三者割当の方法により行う。

### 6. 割当先、割当株式数

Lian Yih Hann氏 704,500,000株(株式併合前)  
(704,500株(株式併合後))

### 7. 申込取扱場所

会社名：ビート・ホールディングス・リミテッド  
住 所：Suite 2103 Infinitus Plaza 199 Des Voeux Road Central, Hong Kong

### 8. 払込取扱場所

会社名：香港上海銀行コーポレーション・リミテッド  
住 所：China Insurance Group Building, 141 Des Voeux Road Central, Sheung Wan, Hong Kong

### 9. 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金 13,639,120円  
増加する資本剰余金 240,262,680円

以上



別紙：2024年4月30日発行ビート・ホールディングス・リミテッド新株予約権  
発行要項

(注) 第三者割当により新株予約権を実質的に以下と同様の要項にて発行することを提案します。

1. 本新株予約権の名称

2024年4月30日発行ビート・ホールディングス・リミテッド新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期日

2024年4月30日

3. 割当日

2024年4月30日

4. 払込期日

2024年4月30日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をLian Yih Hann氏に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、1株あたり額面0.01香港ドルの当社普通株式 (以下、「株式」という。) 649,550,000株 (株式併合前) とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (以下「割当株式数」という。) は1株とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- 当社が第11項の規定に従って行使価額 (以下に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、金融商品取引法又は金融商品の取引に適用されるその他の法律若しくは規則に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

649,550,000個(株式併合前)

(6,495,500個(株式併合後))

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金0.071円(株式併合前)

(新株予約権1個当たり金7.1円(株式併合後))



「円」又は「日本円」とは、日本国の法定通貨を意味する。

## 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に行使の対象となる本新株予約権の数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初3.604円(株式併合前)(360.4円(株式併合後))とする。但し、行使価額は第11項に定めるところに従い調整される。但し、各株式の行使価額が各株式の額面を下回ることはないものとする。  
本発行要項において、「行使日」とは、第15項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。  
「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

## 10. 行使価額の修正

第11項の条件に従う場合を除き、本新株予約権の行使価額の修正は行わない。

## 11. 行使価額の調整

- (1) 本新株予約権の発行後、当社が(i)株式の併合若しくは株式の分割を行う場合、又は下記第(2)号及び(3)号に掲げる各事由により(ii)当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合若しくは変更が生じる可能性がある場合には、下記第(2)号及び(3)号に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。調整後の行使価額は、本号(i)及び(ii)に掲げる事由の基準日の翌日より適用されるものとする。
- (2) 当社が株式の併合又は株式の分割を行う場合、行使価額は、以下の行使価額調整式により調整される。  
(行使価額調整式)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式併合・株式分割の比率}}$$

- (3) 当社が時価を下回る払込金額をもって株式を新たに発行する又は当社が保有する株式を処分する場合、行使価額は、以下の行使価額調整式により調整される。  
(行使価額調整式)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額/対価}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記行使価額調整式で使用する既発行株式数は当社の発行済株式の総数から、当社の保有する当社株式を控除した数とし、また当社株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (4) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。



- (5) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が適用される日に始まる60連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社株式を控除した数とする。
- (6) 行使価額の調整を行うとき（行使条件価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及び行使条件価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、金融商品取引法又は金融商品の取引に適用されるその他の法律若しくは規則に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (7) 本発行要項の定めにかかわらず、行使価格は、当社普通株式の額面金額を下回することはできないものとする。

## 12. 本新株予約権を行使することができる期間

2024年4月30日（当日を含む）から2034年4月29日（当日を含む）までの10年間とする。

## 13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の払込期日（発行日）から90日以内に、当社取締役会が本新株予約権を買戻す必要があると決議した場合には、本新株予約権者に対し、10営業日前に通知するものとし、取締役会が定める買戻し日に、本新株予約権者が保有する本新株予約権の全部又は一部を、払込金額（現物出資額）と同額にて、各本新株予約権を買戻すことができるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、東京証券取引所における2024年2月16日の当社普通株式の普通取引の終値が、本新株予約権の行使期間内に一度でも5円（125%）以上（行使条件価額）となった場合のみ本新株予約権を行使できるものとする。なお、行使条件価額は、第11項記載の行使価額の調整に従い同様に調整されるものとする。

## 14. 本新株予約権の行使により生じる権利

本新株予約権の行使により付与される当社普通株式は全額払込済みで、法的担保権、担保権、法的負担、先買権その他第三者の権利の負担のないものとし、(i) 当該当社普通株式は行使日に発行されている他の当社普通株式とあらゆる点で同順位であり、(ii) 当該当社普通株式の登録された保有者は、以下15項(3)に従い、行使日以後いかなる点においても当社の普通株式の保有者として取り扱われる。但し、行使日に先立つ基準日に基づき付与される権利又は適用法令により強制的に除外される権利は除く。

## 15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。当社は、前記の行使請求通知の写しを、現在の当社の株券管理エージェントである、Conyers Trust Company (Cayman) Limitedに送付する。行使請求通知は、当社の顧問又は株券管理機関に到達したか否かにかかわらず、当社が受領した場合に直ちに適切に処理される。



- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、日本円又はその他の通貨の現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする（当該財産の総額は、行使請求における有効な行使価額を行使される新株予約権の個数で乗じ、1円未満の端数を切り上げた金額とする。）（その他の通貨で振り込む場合、日本円で表示された出資される財産の価額を、当該払込をする日に本新株予約権者が行使請求書を交付する前の時点で株式会社三菱東京UFJ銀行が公表している外国為替相場の仲値（又は当社と本新株予約権者との間で合意する他の換算レート）で、当該その他の通貨に換算する。但し、1香港ドル未満は切り捨てる。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生し、同日に行使された本新株予約権の保有者には当該本新株予約権が対象とする当社普通株式が発行され、当社の株主名簿上で当社株主として登録される権利を保有する。

#### 16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

#### 17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金3.604円(株式併合前)(360.4円(株式併合後))とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとし、行使価額は当初、当社の取締役会が本第三者割当を決議した直前取引日である2024年2月16日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90.1%相当額とした。

#### 18. 行使請求受付場所

会社名：ビート・ホールディングス・リミテッド

現住所：Suite 2103, Infinitus Plaza 199 Des Voeux Road Central, Hong Kong

当社は、行使請求受付場所に変更があった場合、本新株予約権の保有者にその旨を通知するものとする。

#### 19. 払込取扱場所

会社名：香港上海匯豐銀行有限公司、Des Voeux Road Central支店

現住所：China Insurance Group Building, 141 Des Voeux Road Central, Sheung Wan, Hong Kong

当社は、行使・払込取扱場所に変更があった場合、本新株予約権の保有者にその旨を通知するものとする。

#### 20. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、(i) 本新株予約権の行使の直後に当社普通株式を本新株予約権者に直接発行して、行使請求の効力が生じた日と同日付で当社の株主名簿を改定するか、又は(ii) 本新株予約権の行使の直後にHorsford Nominees Limited（以下「ノミニー」という。）を通じて新たに発行する当社普通株式、若しくは株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」という。）の外国株券等保管振替決済制度によりノミニーを介して当社の口座で保有する当社普通株式を本新株予約権者の指定する口座に振り替えて、香港時間の午前10時までに行使請求が有効となった場合は同日付で、それ以外の場合は翌日付で当社の株主名簿及び／又はノミニーが保有する名簿の改定を行う。ただし、当社、当社のエージェント、セクレタリー、登録事務所、ノミニー又はJASDECの支配が及ばない技術的な不能又は事由が生じていない場合に限る。



## 21. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法を含む証券法に従うことを条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社取締役会により当社取締役会長兼最高経営責任者に一任する。

(注) 本発行要項は、英語版のみ作成され、上記日本語版は参考として作成しております。そのため、これら両言語版の間に矛盾又は不一致がある場合、英文版が優先します。

以上



## ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、ケイマン諸島においてケイマン法に基づいて設立・登記されたグローバルな投資会社で、香港に事業本部を構え、日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。子会社の新華モバイル（香港）リミテッドを通じて知的財産権の取得及びライセンスを行っています。また、子会社のGINSMS Inc.（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV：GOK）を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及び専門サービスを提供しています。当社は、東京証券取引所のスタンダード市場に上場（証券コード：9399）しております。

詳細は、ウェブサイト：<https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。

本書は一般公衆に向けられた開示資料であり、当社株式への投資を勧誘するものではありません。投資家は、当社への投資を判断する際、当社の過去の適時開示資料及び法定開示資料を含むがこれらに限定されない資料を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を併せて考慮した上でかかる判断を行う必要があります。